

第六次我孫子市地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

令和 8(2026)年度～令和 12(2030)年度

# あびこエコ・プロジェクト6



令和8年3月策定

我孫子市

# 目 次

	Page
第1章 はじめに.....	1
第2章 背景.....	2
(1)気候変動の影響.....	2
(2)地球温暖化対策を巡る国際的な動向.....	2
(3)地球温暖化対策を巡る国内の動向.....	2
(4)我孫子市のこれまでの取組.....	4
第3章 基本的事項.....	5
(1)目的.....	5
(2)対象とする範囲.....	5
(3)対象とする温室効果ガス.....	5
(4)計画期間・基準年.....	6
(5)上位計画及び関連計画との位置づけ.....	6
第4章 温室効果ガスの排出状況.....	7
(1)温室効果ガス総排出量.....	7
(2)温室効果ガス排出量の増減要因.....	9
第5章 温室効果ガスの排出削減目標.....	10
(1)目標設定の考え方.....	10
(2)温室効果ガス排出量の削減目標.....	10
第6章 目標達成に向けた取組.....	12
(1)取組の基本方針.....	12
(2)具体的な取組内容.....	12
第7章 進捗管理体制と進捗状況の公表.....	14
(1)推進体制.....	14
(2)点検・評価・見直し体制.....	16
(3)進捗状況の公表.....	16
資料編	
(1)関係法令.....	17
(2)温室効果ガス排出量の算定方法.....	20
(3)対象とする組織及び施設等.....	22

## 第1章 はじめに

このたび、令和12(2030)年度までの我孫子市の事務・事業にかかる温暖化対策について定めた「我孫子市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定いたしました。

近年、世界に目を向ければ大規模な山火事や干ばつの発生、国内においても極端な大雨とそれに伴う洪水被害、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加等、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では、令和7(2025)年2月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2050年カーボンニュートラルの実現や我が国の温室効果ガス削減目標として、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」こと等が位置付けられました。また、千葉県においても令和5(2023)年3月に「千葉県カーボンニュートラル推進方針」、「千葉県地球温暖化対策実行計画～千葉県庁エコオフィスプラン～」を決定し、各計画に基づいてカーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

我孫子市においては、平成13(2001)年に「第一次我孫子市地球温暖化対策実行計画」を策定し、以降継続的に温暖化対策を進めてきました。令和2(2020)年7月には、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指すゼロカーボンシティ宣言を表明し、鋭意取組を進めているところです。

カーボンニュートラルの実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

令和8(2026)年3月



写真1 太陽光発電設備(水道局 湖北台浄水場)



写真2 電気自動車(公用車)

## 第2章 背景

### (1)気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇・雪氷の融解・海面水位の上昇が観測されています。

令和3(2021)年8月には、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気・海洋・雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

### (2)地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成27(2015)年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21(国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議)が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国(いわゆる先進国)と非附属書I国(いわゆる途上国)という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

平成30(2018)年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

### (3)地球温暖化対策を巡る国内の動向

令和2(2020)年10月に我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌令和3(2021)年4月の地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3(2021)年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民・地方公共団体・事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに令和3(2021)年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策(屋根置き等自家消費型の太陽光発電、公共施設等業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等)を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

令和7(2025)年2月には、新たな地球温暖化対策計画が閣議決定され、2050年ネット・ゼロ(※1)の実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」こと等が位置付けられています。また、同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。

(※1)ネット・ゼロ(net zero)

正味・実質という意味の英単語「net」と排出量ゼロの「zero」を組み合わせた言葉。

国内では「2050年カーボンニュートラル宣言」が知られているが、日本の地球温暖化対策においては、化石燃料の燃焼等から生じる二酸化炭素だけではなく、メタンやフロン類等の温室効果ガスも削減対象としていることから、近年「カーボンニュートラル」ではなく、「ネット・ゼロ」という言葉も用いられている。

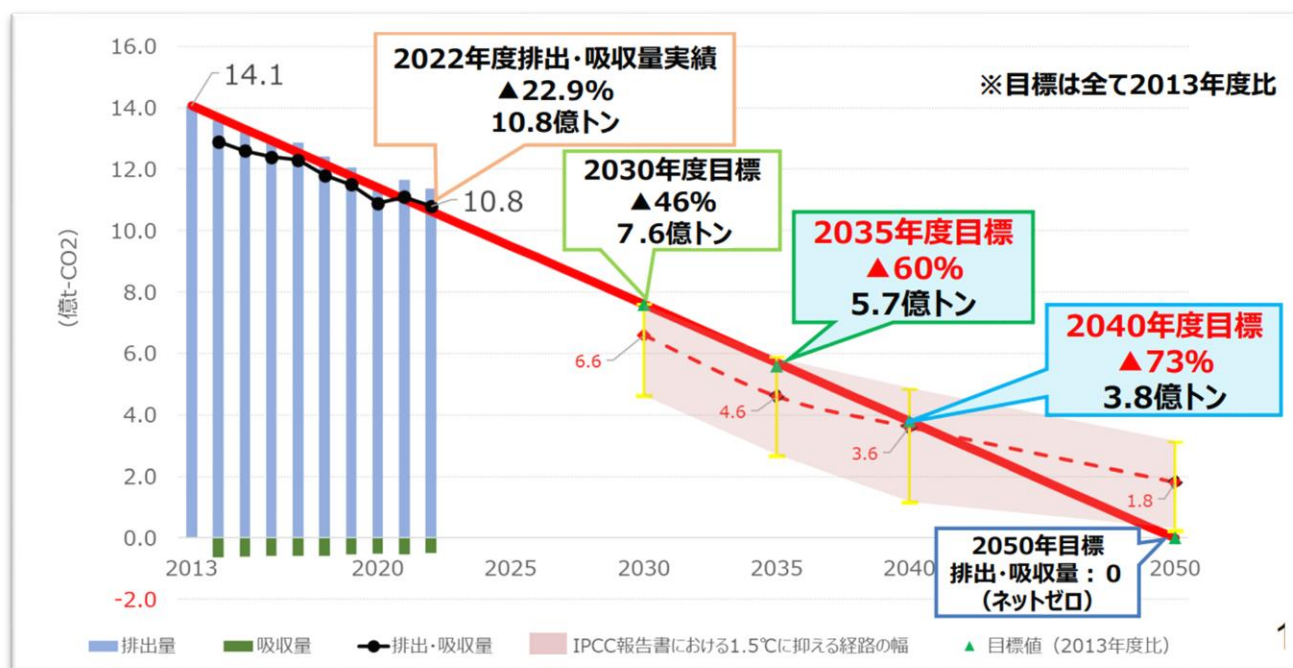


図1 国の地球温暖化対策計画の次期削減目標

出典:内閣官房・環境省・経済産業省『地球温暖化対策計画の概要(令和7年2月)』より抜粋

#### (4)我孫子市のこれまでの取組

我孫子市は、地球温暖化防止に向けて率先的に取り組むべく、市の事務・事業からの温室効果ガス総排出量の削減に向けて、「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定・実行してきました。

表1 当市のこれまでの計画の結果概要

計 画	概 要	
第一次計画	計画期間	平成 13(2001)年度～平成 17(2005)年度
	目 標	平成 11(1999)年度比 10%削減
	達成状況	平成 17(2005)年度において基準年度比3%削減。目標未達成
第二次計画	計画期間	平成 18(2006)年度～平成 22(2010)年度
	目 標	平成 16(2004)年度比 7%削減
	達成状況	平成 22(2010)年度において基準年度比 10.1%削減。目標達成
第三次計画	計画期間	平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度
	目 標	平成 21(2009)年度比 6%削減
	達成状況	5年間の平均で基準年度比 7.5%削減。目標達成
第四次計画	計画期間	平成 28(2016)年度～令和 2(2020)年度
	目 標	平成 26年(2014)年度比 4%削減
	達成状況	5年間の平均で基準年度比 2.1%増加。目標未達成
第五次計画	計画期間	令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度
	目 標	平成 30年(2018)年度比 9%(令和 5年度の改定後は 12%)削減
	達成状況	令和7(2025)年度現在、基準年度に対し 1.2%削減(令和6年度実績)

第五次計画(あびこエコ・プロジェクト5)における市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の状況は次のとおりです。

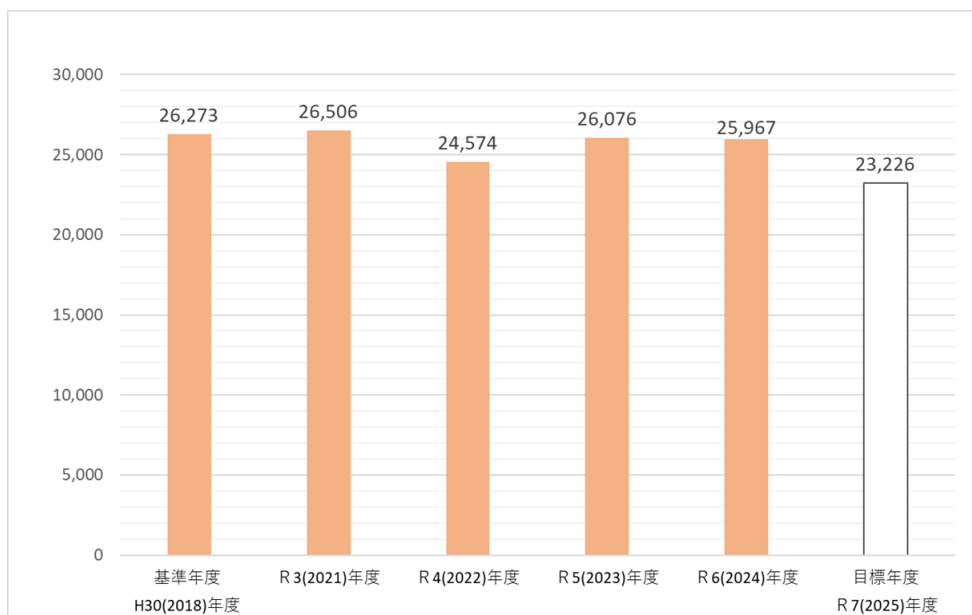


図2 第五次計画(あびこエコ・プロジェクト5)温室効果ガス総排出量の状況

注 図中の数値は第五次計画の算定方法に基づき算出しています

## 第3章 基本的事項

### (1)目的

我孫子市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「あびこエコ・プロジェクト6」)は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」)第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、我孫子市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・資源の節約、ごみの減量化等の取組を推進し、温室効果ガス総排出量を削減することを目的として策定するものです。

### (2)対象とする範囲

あびこエコ・プロジェクト6の対象範囲は、市が実施する事務・事業とします(指定管理者制度等により、管理・運営を外部へ委託している施設も含む)。なお、対象範囲の詳細は資料編を参照してください。

### (3)対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法では、温室効果ガス総排出量の算定にあたり7種類の物質(下表の①～⑦)を温室効果ガスとして規定しています。

市の事務・事業から排出される温室効果ガスは①～④の4種類であるため、⑤～⑦については除外します。

表2 温室効果ガスの種類

ガス種類	人為的な発生源	
①二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	エネルギー起源	電気や燃料等(ガソリン、灯油、重油、都市ガス等)の使用により排出される。
	非エネルギー起源	一般廃棄物中の廃プラスチック類の焼却等により排出される。
②メタン(CH <sub>4</sub> )	自動車の走行や燃料の使用、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。	
③一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	自動車の走行や燃料の使用、下水等の処理、一般廃棄物の焼却等により排出される。	
④ハイドロフルオロカーボン(HFC)	自動車用エアコンディショナーの使用時等に排出される。	
⑤パーフルオロカーボン(PFCs)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。	
⑥六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。	
⑦三ふっ化窒素(NF <sub>3</sub> )	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。	

#### (4) 計画期間・基準年

「あびこエコ・プロジェクト6」が対象とする計画期間については、2030年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、策定年度である2025年度の翌年2026年度から2030年度末までを計画期間とします。また、本計画の基準年は、令和6(2024)年度とします。

表3 計画期間のイメージ

項目	年 度							
	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	
期間中の事項	基準年度	策定年度	計画開始				目標年度	
計画期間			→					

#### (5) 上位計画及び関連計画との位置づけ

「あびこエコ・プロジェクト6」は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編)として策定します。また、国の地球温暖化対策計画、我孫子市第四次総合計画及び我孫子市第二次環境基本計画に則して策定します。

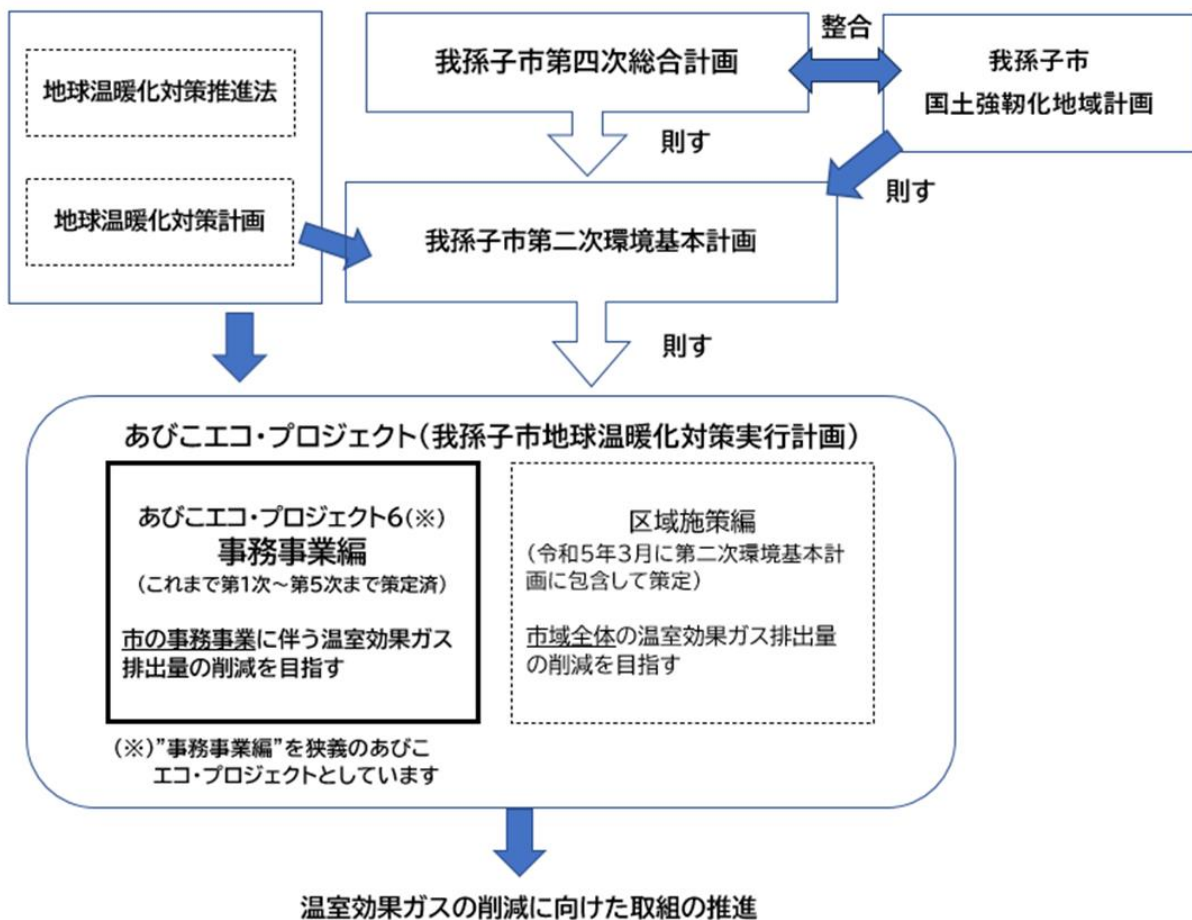


図3 あびこエコ・プロジェクト6の位置づけ

## 第4章 温室効果ガスの排出状況

### (1) 温室効果ガス総排出量

市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の直近の状況は、表4のとおりです。

表4 温室効果ガス総排出量の現状 令和6(2024)年度

区分	項目	燃料	電気	自動車の走行	HFC	ごみの焼却	し尿処理	計	割合
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>		
1	市役所庁舎	262.2	885.8	3.2	1.1	0	1.1	1153.4	4%
1	市役所庁舎（本庁舎）	85.6	340.4	0.6	0.3	0	0	426.9	2%
1-1	市役所庁舎（東別館）	53.6	419.3	1.3	0.2	0	1.1	475.5	2%
1-2	市役所庁舎（西別館）	118.2	112.4	1.1	0.5	0	0	232.2	1%
1-3	市役所庁舎（分館）	4.8	13.7	0.2	0.1	0	0	18.8	0%
2	水の館	37.2	204.6	0.2	0.1	0	0	242.1	1%
3	行政サービスセンター	0.6	73.4	0	0	0	0	74.0	0%
4	コミュニティ施設	82.2	356.5	0	0	0	2.6	441.3	2%
5	福祉施設	256.3	113.8	1.2	0.2	0	0.7	372.2	1%
6	保育園	19.4	49.8	0	0	0	0	69.2	0%
7	クリーンセンター	215.8	154.2	0.1	0.1	19,567	208.4	20,146	72%
8	消防本部	192.8	92.8	1.8	0.7	0	0.6	288.7	1%
9	水道局	79.1	1480.4	0.1	0.2	0	2.3	1562.1	6%
10	教育委員会	246.8	535.3	0.7	0.4	0	14.2	797.4	3%
11	学校	1173.9	1661.8	0	0	0	40.7	2876.4	10%
合計		2,566	5,608	7	3	19,567	271	28,023	100%

注 表中の数値は第六次計画の算定方法に基づき算定しているため、4頁図2の数値とは異なります

注 端数処理の関係で、合計が合わないことがあります

ガス別では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち、二酸化炭素が97%と全体の排出量の大半を占めています。

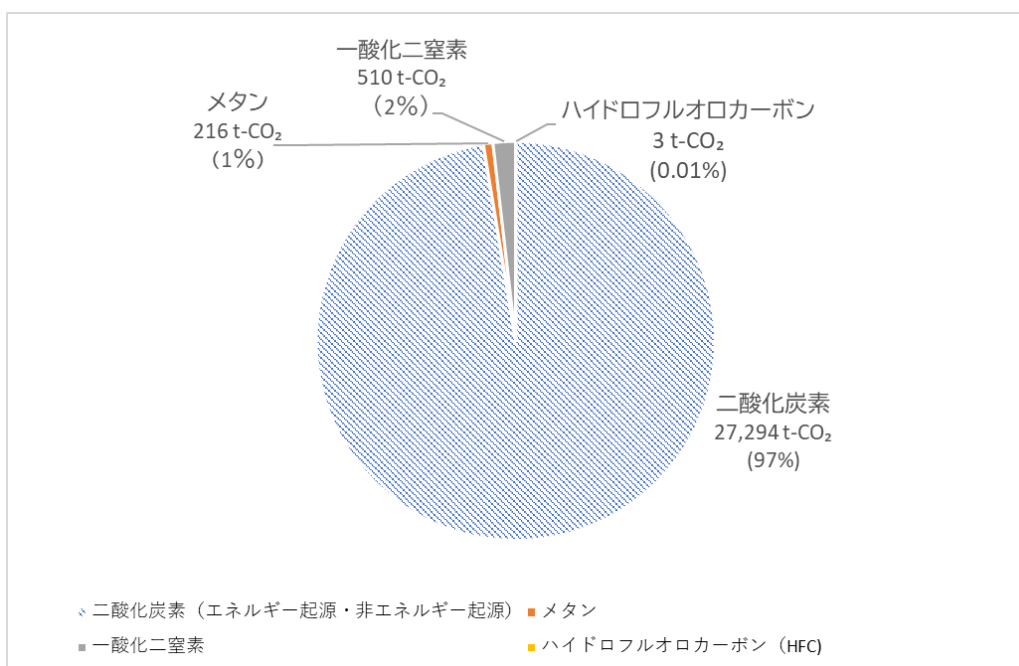


図4 ガス別の「温室効果ガス総排出量」の割合 令和6(2024)年度

施設グループ別では、クリーンセンターが全体の約72%を占め、次いで学校が10%、水道局が6%となっています。

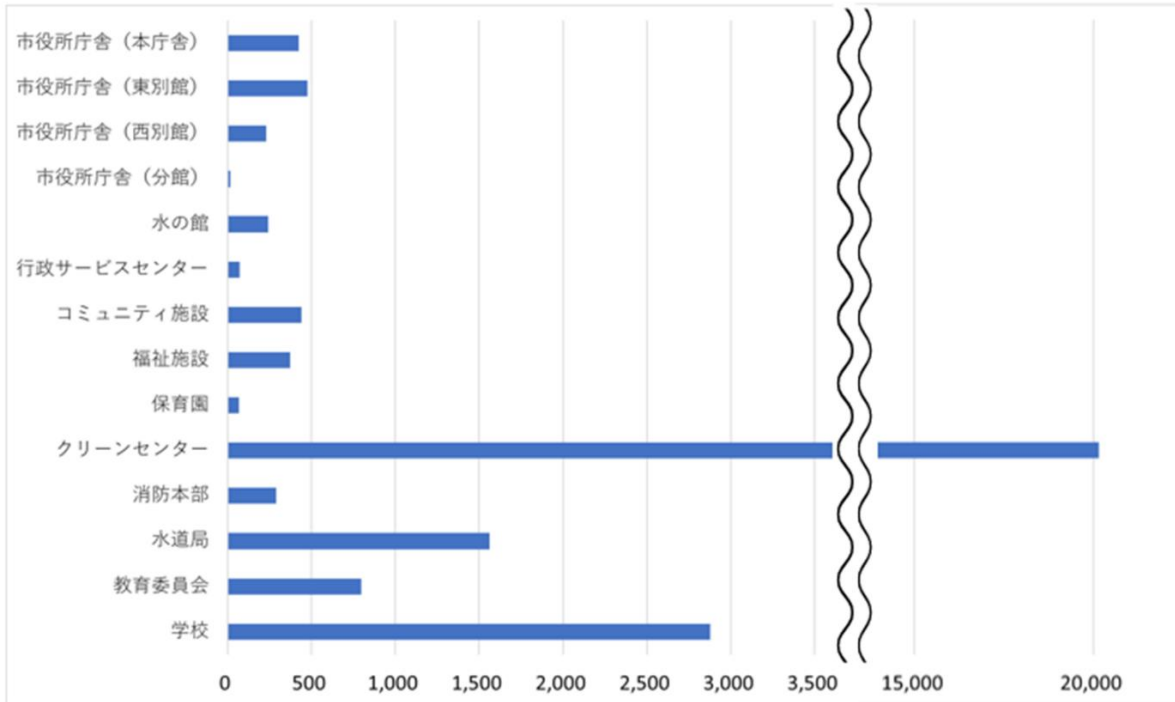


図5 施設グループ別の「温室効果ガス総排出量」の割合 令和6(2024)年度

エネルギー種別では、一般廃棄物の焼却が全体の70%を占め、次いで電気が20%、都市ガスが7%となっています。

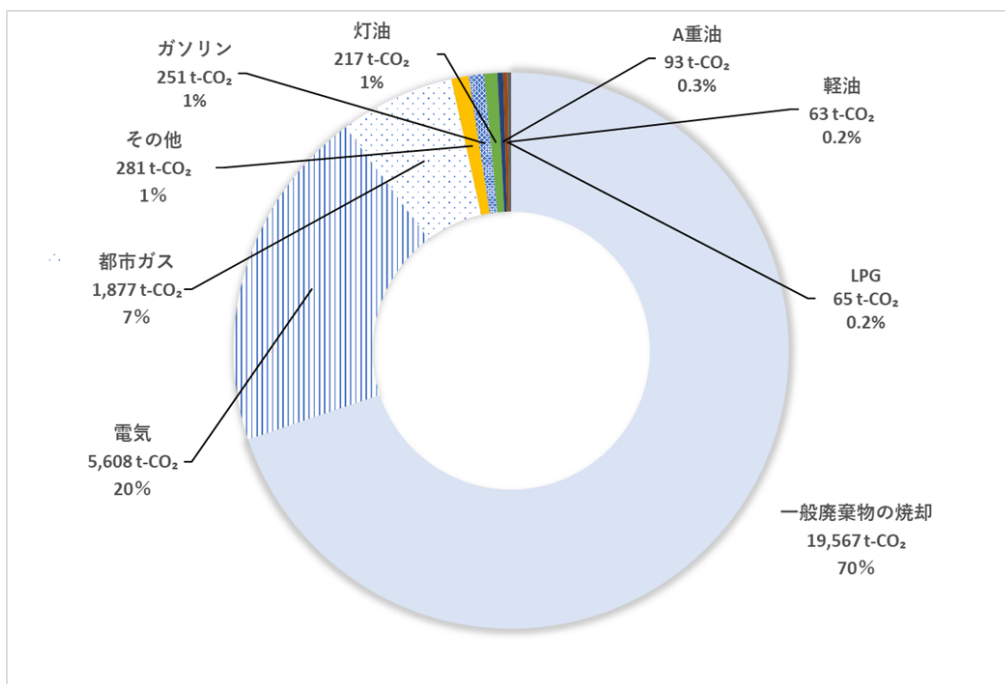


図6 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合 令和6(2024)年度  
注 端数処理の関係で、合計が合わないことがあります

## (2)温室効果ガス排出量の増減要因

市から排出された温室効果ガス排出量は、クリーンセンターへのバイオマス発電導入、水道局へのPPA(※2)による太陽光発電設備の導入、LED化や空調の設備更新等により電気使用量が削減されたこと、エコドライブの実施やオンライン会議の普及等により公用車の利用頻度が減少したこと、各職員による環境負荷低減の取組が推進されたことにより、エネルギー使用量に伴う温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。一方、市の温室効果ガス排出量の7割を占める、一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量は増加傾向にあります。総排出量については、削減は進んでいるものの、未だ目標達成には至っていない状況です。

(※2) PPAとは「Power Purchase Agreement(電力販売契約)」の略。自治体が所有する公共施設の屋根や公有地等に、事業者が発電設備を設置・所有・管理する第三者所有モデルであり、PPA事業者が設置した太陽光発電システムで発電された電力を、その施設の電力使用者へ有償提供する仕組み。

## 第5章 温室効果ガスの排出削減目標

### (1) 目標設定の考え方

市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減に向け、これまで地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を5年ごとに策定し、取組を推進してきました。

今回策定する「あびこエコ・プロジェクト6」では、「燃料・電気使用・自動車の利用」「ごみの焼却・し尿処理」それぞれについて目標を設定し、それらを併せた総排出量について、次のとおり目標を掲げます。

**2030(令和12)年度までに温室効果ガス総排出量を基準年比 15% 削減**

### (2) 温室効果ガス排出量の削減目標

#### ① 燃料・電気使用・自動車の利用に伴う温室効果ガス排出量 : 31%削減

国は、地球温暖化対策計画で示されているエネルギー起源二酸化炭素排出量のうち、「業務その他部門」の削減目標を2030年度に2013年度比51%削減を目指しています。市もそれに倣い、2013年度の実績値を基準に、2030年度までに51%削減することを想定し、目標年までの削減目標を設定します。

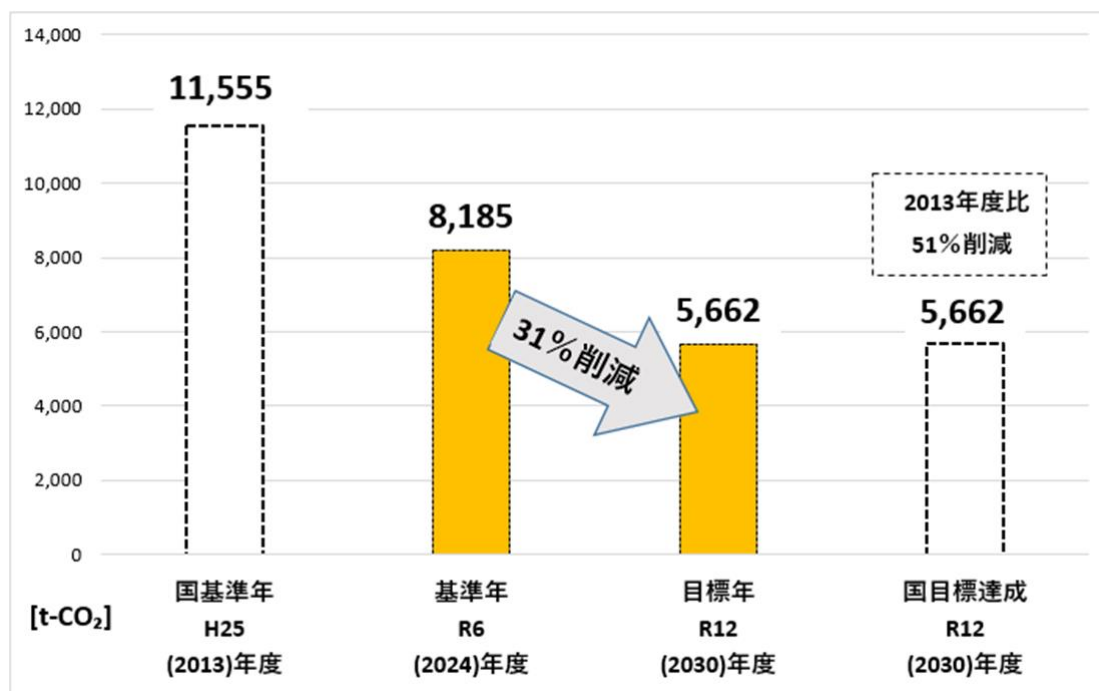


図7 燃料・電気使用・自動車の利用に伴う温室効果ガス排出量削減目標

## ②ごみの焼却・し尿処理に伴う温室効果ガス排出量：9%削減

ごみの焼却・し尿処理に伴う温室効果ガス排出量は、「我孫子市一般廃棄物処理計画」の計画値との整合性を考慮し、国の目標とは別に市独自の削減目標を設定します。

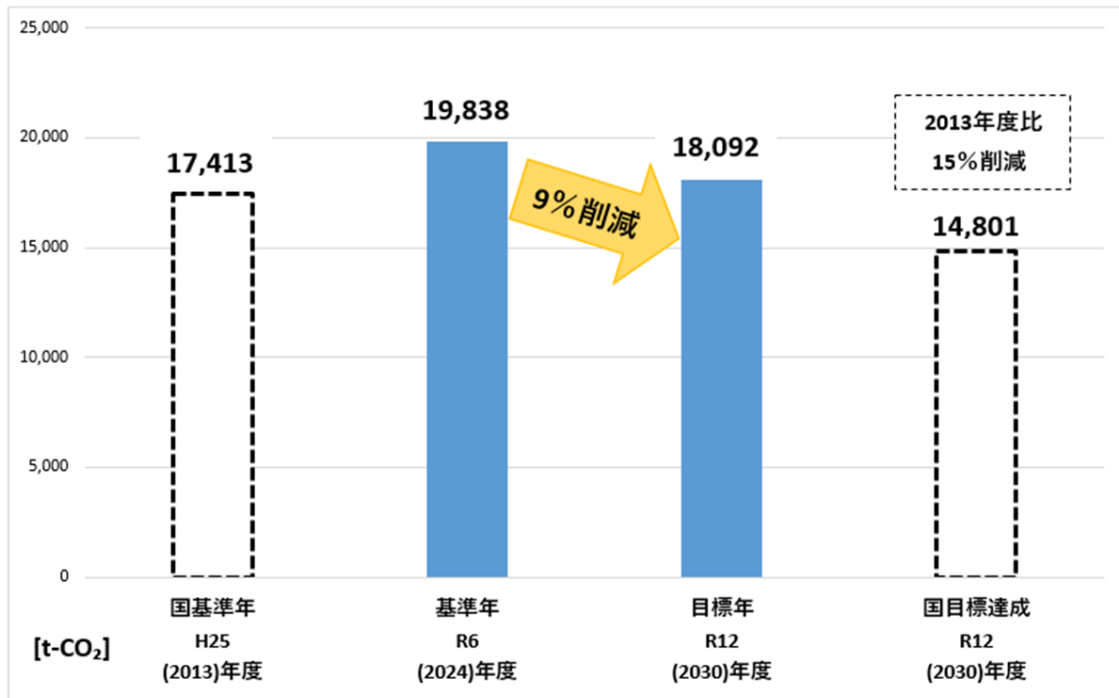


図8 ごみの焼却・し尿処理に伴う温室効果ガス排出量削減目標

## ③温室効果ガス総排出量(①・②の合算)：15%削減

①②から、あびこエコ・プロジェクト全体としては、削減目標を15%とします。

\*平成 25(2013)年度比では18%削減

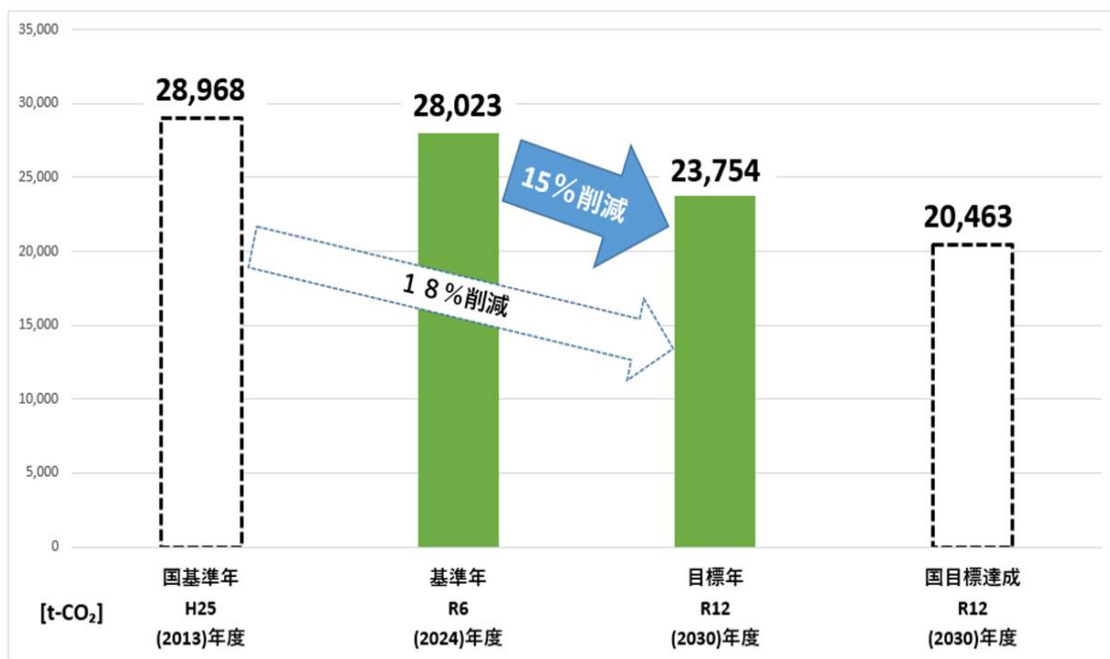


図9 温室効果ガス総排出量削減目標

## 第6章 目標達成に向けた取組

### (1)取組の基本方針

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、率先して市の事務・事業に伴う環境負荷を低減させるため、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの活用、ごみの減量等について、取り組めます。

具体的には、「施設・設備における省エネルギー対策・再生可能エネルギーの活用」「公用車の適正利用」「ごみの減量・リサイクル」「職員の地球環境保全対策に関する意識向上」「職員の日常の取組」それぞれの項目に沿って、取組を推進します。

### (2)具体的な取組内容

#### ①施設・設備における省エネルギー対策・再生可能エネルギーの活用

No.	分類	具体的な措置
1)	省エネルギー設備の更新・導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的な省エネルギー改修の実施（LED照明・調光システム・人感センサー等の導入、照明対象範囲の細分化・適正配置）</li> <li>省エネルギー型のOA機器の導入</li> <li>経年劣化等により効率が低下した機器の更新の検討</li> <li>エネルギー消費効率の高い空調設備への更新の検討</li> </ul>
2)	再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置可能な建築物（敷地を含む）に、再生可能エネルギーの導入を目指す（第三者所有による導入も検討する）</li> </ul>
3)	施設における省エネルギー対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後新築を予定する公共施設については、国が定める省エネルギー基準に適合するものとする（※3）。また、既存の公共施設についても実施可能な省エネルギー対策を検討する</li> <li>既存機器の点検、清掃（照明や空調機器、ボイラー等）</li> </ul>
4)	低燃費車・電動車の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>公用車の導入や買い替えに際しては、台数抑を検討すると共に、低燃費車両のほか電動車（※4）の導入を検討し、公用車の電動車率の上昇を目指す</li> </ul>

（※3）2030年度以降に新築する公共施設については、ZEB基準の水準の確保が求められる見通しであることから、さらなる省エネルギー性能向上について検討を進める。

（※4）ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車。

#### ②公用車の適正利用

No.	分類	具体的な措置
1)	排出削減に向けた運転又は操縦	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコドライブの推進</li> <li>最適な経路の選択（渋滞回避のため）</li> <li>デジタル運行記録による管理</li> </ul>
2)	使用抑制・効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通機関や公用自転車の利用促進</li> <li>ウェブ会議システムを活用し、公用車利用を低減</li> <li>相乗りの促進</li> </ul>
3)	適正な整備・点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>タイヤ空気圧等の定期的な点検・整備</li> <li>車内の整理整頓（不要な荷物を積まない）</li> </ul>

### ③ごみの減量・リサイクル

No.	分類	具体的な措置
1)	ごみ減量化への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの排出抑制と資源化率の向上、3R活動の推進（市民・事業者への啓発を含む）</li> <li>・庁内のペーパーレス化推進（文書や資料の共有、庁内照会等のオンライン化、庁内LANの無線化による会議等）</li> </ul>

### ④職員の地球環境保全対策に関する意識向上

No.	分類	具体的な措置
1)	職員研修の実施 職員への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球環境保全やエコ・プロジェクトに関する研修の実施（集合研修、オンライン研修、e-ラーニングを活用した自主学習の推進を含む）</li> <li>・庁内掲示板等を活用したエコに関する情報提供</li> </ul>
2)	グリーン購入・環境配慮契約等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「我孫子市グリーン購入等に係る基本方針」で定めた物品（対象品目）について、環境に配慮した物品の購入に努める</li> <li>・電気の供給を受ける契約について、環境配慮型契約に取り組む</li> </ul>
3)	職員のワークライフバランスの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外勤務の縮減</li> <li>・年次有給休暇の取得促進</li> </ul>

### ⑤職員の日常の取組

No.	分類	具体的な措置
1)	照明の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執務室（昼休み、退室後）の消灯</li> <li>・共用部（廊下やトイレ等）の非使用時の消灯</li> </ul>
2)	空調の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎等の室内温度を、冷房 28℃・暖房 20℃を目安に設定</li> <li>・クールビズ・ウォームビズ（エコルック等）の推進</li> </ul>
3)	資源の節約・ごみ減量化への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ分別の徹底</li> <li>・物品の再利用の促進（ファイル・封筒等）</li> <li>・リサイクル石けんの積極的な採用</li> <li>・印刷枚数の削減（両面印刷・集約印刷・裏紙使用の励行等）</li> <li>・節水の励行</li> </ul>
4)	その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OA機器の待機電力削減（退庁時にコンセントを抜く）</li> <li>・緑のカーテンの推進</li> </ul>

## 第7章 進捗管理体制と進捗状況の公表

### (1) 推進体制

本計画の目的は、市のすべての事務・事業から排出される温室効果ガスの削減です。したがって、全庁的に取組を推進する必要があることから、市長を本部長、副市長を副本部長とした「あびこエコ・プロジェクト推進本部」を設けます。また、庁議構成員を推進本部員とし、管轄する施設での取組を管理・監督します。その下に計画の推進・進捗報告等を行う「あびこエコ・プロジェクト推進責任者」を設置します。

特に省エネルギーについては、市長をエネルギー管理責任者、副市長をエネルギー管理副責任者、庁議構成員をエネルギー監視員として、取組を推進する体制とします。各部局ごとでは、市長部局は財政部長、教育委員会部局は教育総務部長、水道局は水道事業管理者が、エネルギー管理統括者としてそれぞれ省エネルギー設備の導入等を統括的に推進します。

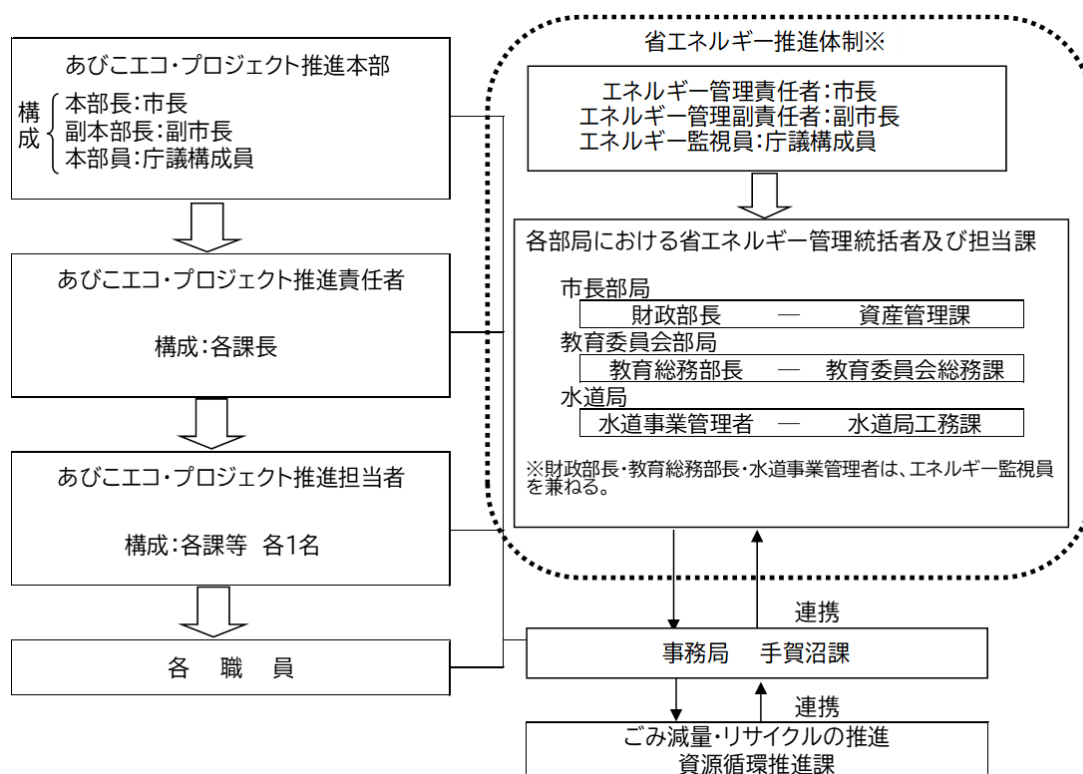


図10 推進体制

※省エネルギー推進体制は、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に対応するため、省エネルギー設備の導入やエネルギー使用状況の管理に関して特に取組を進める体制として位置づけています。

### <計画推進のための役割>

- あびこエコ・プロジェクト推進本部員(エネルギー監視員)
  - ・「あびこエコ・プロジェクト推進責任者」を通じて、管轄する施設の管理、監督、指導を行います。
  - ・「あびこエコ・プロジェクト推進本部」本部員として、計画の推進等を統括します。
  
- あびこエコ・プロジェクト推進責任者
  - ・各課長は「あびこエコ・プロジェクト推進責任者」として、自らの課の計画の推進を統括します。
  - ・取組の実施状況や目標の達成状況が低い場合は、改善プランを作成し「あびこエコ・プロジェクト推進本部」に報告します。
  
- あびこエコ・プロジェクト推進担当者
  - ・「あびこエコ・プロジェクト推進担当者」に指名されたものは、自らの課等の計画を率先して推進します。
  - ・自らの課等に対して計画を周知し、所属する職員への取組を促進します。
  - ・自らの課等の取組状況を把握します。
  - ・自らの課等の計画の点検を行います。
  
- 職員
  - 各職員は、計画の意義と内容を十分に理解し、自ら積極的に取り組みます。
  
- 事務局及び庁内連携の担当課
  - 「あびこエコ・プロジェクト推進本部」の事務局は、地球温暖化対策を担当する手賀沼課に置くものとし、エネルギーを総括的に管理する担当課である資産管理課・教育委員会総務課・水道局工務課と、ごみ減量・リサイクルの推進を担当する資源循環推進課と連携して推進します。

## (2)点検・評価・見直し体制

本計画は、計画（Plan）⇒ 実行（Do）⇒ 評価（Check）⇒ 改善（Act）の4段階を繰り返すこと  
によって点検・評価・見直しを行います。毎年の取組に対する PDCA を繰り返すとともに、計画の見直し  
についても適宜検討していきます。

具体的には、取組状況や温室効果ガス総排出量の算定に必要な活動実績等について、推進責任者・  
担当者が事務局に対して定期的に報告し、事務局はその結果を整理して推進本部会議に報告します。  
推進本部会議は、毎年進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組方針を決定します。

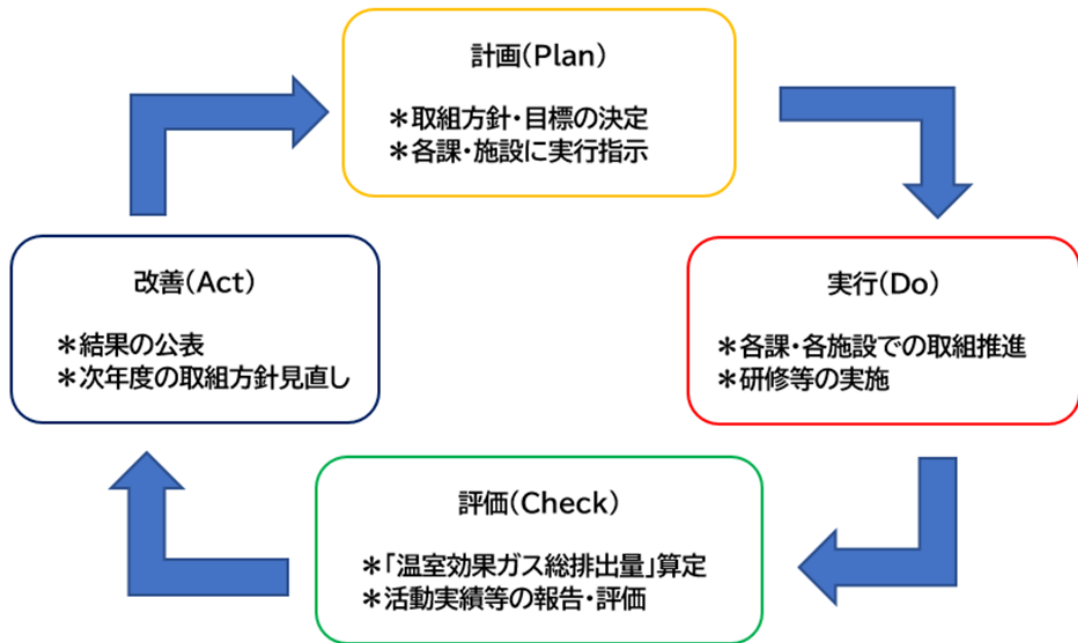


図11 毎年のPDCAイメージ

## (3)進捗状況の公表

あびこエコ・プロジェクトの進捗状況は、我孫子市の広報紙やホームページ等で毎年公表します。

# 資料編



## (1)関係法令

### 地球温暖化対策の推進に関する法律[温対法]

(平成10年10月9日 法律第117号、令和6年6月19日法律第56号)(関係部分抜粋)

#### (国及び地方公共団体の施策)

第十九条 国は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の量の削減等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

3 国は、都道府県及び市町村が前項に規定する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。

#### (地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

・

・

9 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するものとする。

10 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

11 都道府県及び市町村(地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。)は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

12 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

・

14 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 第十項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

16 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律[環境配慮契約法]  
(平成19年5月23日法律第56号、令和3年5月19日法律第36号改正)(関係部分抜粋)

(地方公共団体及び地方独立行政法人の責務)

第四条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、地方公共団体にあつてはその区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつてはその事務及び事業に応じて、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めるものとする。

(地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進)

第十一条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、地方公共団体にあつてはその区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつてはその事務及び事業に応じて、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する契約の種類について定めるものとする。

3 地方公共団体及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 地方公共団体及び地方独立行政法人は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表するよう努めるものとする。

国等による環境物品等の調達に関する法律[グリーン購入法]

(平成12年5月31日法律第100号、令和3年5月19日法律第36号改正)(関係部分抜粋)

(地方公共団体及び地方独立行政法人の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進)

第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあつては当該都道府県及び市町村の区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努めるものとする。

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

## エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律[省エネ法]

(昭和 54 年6月22日法律第 49 号、令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号による改正)(関係部分抜粋)

### (基本方針)

第三条 経済産業大臣は、工場又は事務所その他の事業場(以下「工場等」という。)、輸送、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換並びに電気の需要の最適化を総合的に進める見地から、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定め、これを公表しなければならない。

2 基本方針は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項、電気の需要の最適化を図るために電気を使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等の促進のための施策に関する基本的な事項その他エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する事項について、エネルギー需給の長期見通し、電気その他のエネルギーの需給を取り巻く環境、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする。

### (エネルギー使用者の努力)

第四条 エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に努めるとともに、電気の需要の最適化に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

### (エネルギー管理統括者)

第八条 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第十五条第一項又は第二項の中長期的な計画の作成事務並びにその設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を統括管理する者(以下この条及び次条第一項において「エネルギー管理統括者」という。)を選任しなければならない。

2 エネルギー管理統括者は、特定事業者が行う事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理統括者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

### (中長期的な計画の作成)

第十五条 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等について第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

### (定期の報告)

第十六条 特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況(エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

## (2) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、活動量ごとに排出係数を乗じることにより算定します。

電気・都市ガスについては、環境大臣及び経済産業大臣より毎年公表・告示される事業者別排出係数を用いて算定します。

二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)に換算するため、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)については、さらに地球温暖化係数を乗じます。

$$\text{温室効果ガス排出量(CO}_2\text{換算)} = \text{活動量} (*1) \times \text{排出係数} (*2) \times \text{地球温暖化係数} (*3)$$

(\*1) ガソリン(L)、電気使用量(kWh)、一般廃棄物焼却量(t)等

(\*2) 電気を1kWh使用した際のCO<sub>2</sub>の排出量、一般廃棄物を1t焼却した際のCH<sub>4</sub>の排出量等、活動量の単位当たりの温室効果ガス排出量を示す係数

(\*3) CO<sub>2</sub>を基準とした場合の、他の温室効果ガスがもたらす温室効果の程度を表した係数

### 【各温室効果ガスの排出係数】

#### 二酸化炭素

排出区分	項目	排出係数	単位
燃料の使用	ガソリン	2.32	kg-CO <sub>2</sub> /L
	灯油	2.49	kg-CO <sub>2</sub> /L
	軽油	2.58	kg-CO <sub>2</sub> /L
	A重油	2.71	kg-CO <sub>2</sub> /L
	液化石油ガス(LPG)	3.00	kg-CO <sub>2</sub> /kg
一般廃棄物の焼却	廃プラスチック(合成繊維)	2,290	kg-CO <sub>2</sub> /t
	廃プラスチック(合成繊維を除く)	2,770	kg-CO <sub>2</sub> /t

#### メタン

排出区分	項目	排出係数	単位
自動車の走行	普通・小型乗用車(ガソリン・LPG) ※定員10名以下	0.000010	kg-CH <sub>4</sub> /km
	普通・小型乗用車(ガソリン) ※定員11名以上	0.000035	kg-CH <sub>4</sub> /km
	軽乗用車(ガソリン)	0.000010	kg-CH <sub>4</sub> /km
	普通貨物車(ガソリン)	0.000035	kg-CH <sub>4</sub> /km
	小型貨物車(ガソリン)	0.000015	kg-CH <sub>4</sub> /km
	軽貨物車(ガソリン)	0.000011	kg-CH <sub>4</sub> /km
	普通・小型・軽特殊用途車(ガソリン)	0.000035	kg-CH <sub>4</sub> /km
	普通・小型乗用車(軽油) ※定員10名以下	0.000002	kg-CH <sub>4</sub> /km
	普通・小型乗用車(軽油) ※定員11名以上	0.000017	kg-CH <sub>4</sub> /km
	普通貨物車(軽油)	0.000015	kg-CH <sub>4</sub> /km
	小型貨物車(軽油)	0.0000076	kg-CH <sub>4</sub> /km
	普通・小型特種用途車(軽油)	0.000013	kg-CH <sub>4</sub> /km
一般廃棄物の焼却	連続燃焼式焼却施設	0.00095	kg-CH <sub>4</sub> /t
下水・し尿の処理	し尿処理施設 ※1	0.038	kg-CH <sub>4</sub> /m <sup>3</sup>
	終末処理場 ※2	0.00088	kg-CH <sub>4</sub> /m <sup>3</sup>
浄化槽におけるし尿・雑排水の処理	浄化槽	0.59	kg-CH <sub>4</sub> /人

※1 廃棄物処理法第8条第1項に規定するし尿処理施設

※2 下水道法第2条第6号に規定する終末処理場

## 一酸化二窒素

排出区分	項目	排出係数	単位
自動車の走行	普通・小型乗用車(ガソリン・LPG) ※定員10名以下	0.000029	kg-N <sub>2</sub> O/km
	普通・小型乗用車(ガソリン) ※定員11名以上	0.000041	kg-N <sub>2</sub> O/km
	軽乗用車(ガソリン)	0.000022	kg-N <sub>2</sub> O/km
	普通貨物車(ガソリン)	0.000039	kg-N <sub>2</sub> O/km
	小型貨物車(ガソリン)	0.000026	kg-N <sub>2</sub> O/km
	軽貨物車(ガソリン)	0.000022	kg-N <sub>2</sub> O/km
	普通・小型・軽特種用途車(ガソリン)	0.000035	kg-N <sub>2</sub> O/km
	普通・小型乗用車(軽油) ※定員10名以下	0.000007	kg-N <sub>2</sub> O/km
	普通・小型乗用車(軽油) ※定員11名以上	0.000025	kg-N <sub>2</sub> O/km
	普通貨物車(軽油)	0.000014	kg-N <sub>2</sub> O/km
	小型貨物車(軽油)	0.000009	kg-N <sub>2</sub> O/km
	普通・小型特種用途車	0.000025	kg-N <sub>2</sub> O/km
	一般廃棄物の焼却	連続燃焼式焼却施設	0.0567
下水・し尿の処理	し尿処理施設 ※1	0.00093	kg-N <sub>2</sub> O/m <sup>3</sup>
	終末処理場 ※2	0.00016	kg-N <sub>2</sub> O/m <sup>3</sup>
浄化槽におけるし尿・雑排水の処理	浄化槽	0.023	kg-N <sub>2</sub> O/人

※1 廃棄物処理法第8条第1項に規定するし尿処理施設

※2 下水道法第2条第6号に規定する終末処理場

## ハイドロフルオロカーボン

排出区分	項目	排出係数	単位
自動車用エアコンディショナーの使用	カーエアコン(HFC-134a)	0.010	kg-HFC/台・年

### 【地球温暖化係数一覧】

項目	係数
二酸化炭素【CO <sub>2</sub> 】	1
メタン【CH <sub>4</sub> 】	28
一酸化二窒素【N <sub>2</sub> O】	265
ハイドロフルオロカーボン【HFCs(HFC-134a)】	1300

\*本計画書に掲載している係数は、『地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)Ver.2.0』(令和7年3月)(旧:温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン)を参考にしています。

\*各燃料の排出係数や地球温暖化係数は、地球温暖化対策推進法施行令の改正に伴い変更されることがあります(各燃料の排出係数については同施行令第3条、地球温暖化係数については同施行令第4条、に規定がされています)。その場合、改正された地球温暖化対策推進法施行令の施行日以後に算定・公表する排出量については、適宜改正後の排出係数を適用することとします。

(3)対象とする組織及び施設等

No.	所属	課等名・管理施設	区分
1	企画総務部	企画政策課	市役所庁舎（本庁舎）
2		秘書広報課	
3		人事課	
4		行政管理課	
5		デジタル戦略課	
6	財政部	財政課	
7		課税課	
8		収税課	
9		資産管理課（本庁舎・議会棟・東別館・分館）	
10		資産管理課（西別館）	
11	市民生活部	市民課	市役所庁舎（本庁舎）
12		つくし野行政サービスセンター	行政サービスセンター
13		天王台行政サービスセンター	
14		湖北台行政サービスセンター	
15		新木行政サービスセンター	
16		我孫子行政サービスセンター	
17		布佐行政サービスセンター	
18		市民協働推進課	市役所庁舎（本庁舎）
19		湖北台市民センター	コミュニティ施設
20		あびこ市民プラザ	
21		あびこ市民活動ステーション	
22		近隣センターこもれび	
23		久寺家近隣センター	
24		湖北台近隣センター	
25		根戸近隣センター	
26		新木近隣センター	
27		布佐南近隣センター	
28		天王台北近隣センター	
29	我孫子南近隣センター		
30	近隣センターふさの風		
31	我孫子北近隣センター並木本館		
32	我孫子北近隣センターつくし野館		
33	市民安全課	市役所庁舎（本庁舎）	
34	寿防犯ステーション		
35	健康福祉部	社会福祉課	市役所庁舎（西別館）
36		フリースペース「手賀沼のうなぎちさん家」	
37		健康づくり支援課	福祉施設
38		休日診療所	

No.	所属	課等名・管理施設	区分	
39		障害者支援課	市役所庁舎（西別館）	
40		あらしき園	福祉施設	
41		障害者福祉センター		
42		高齢者支援課	市役所庁舎（西別館）	
43		我孫子北地区高齢者なんでも相談室		
44		我孫子南地区高齢者なんでも相談室		
45		天王台地区高齢者なんでも相談室		
46		湖北・湖北台地区高齢者なんでも相談室		
47		布佐・新木地区高齢者なんでも相談室		
48		つつじ荘	福祉施設	
49		国保年金課	市役所庁舎（本庁舎）	
50		子ども部	子ども支援課	市役所庁舎（西別館）
51			根戸小学童保育室・あびっ子クラブ	
52			高野山小学童保育室	
53	二小学童保育室			
54	三小学童保育室			
55	四小学童保育室			
56	新木小学童保育室・あびっ子クラブ			
57	保育課			
58	子育て支援センター にこにこ広場			
59	寿保育園		保育園	
60	つくし野保育園			
61	湖北台保育園（すまいる広場含む）			
62	子ども相談課		市役所庁舎（西別館）	
63	こども発達センター		福祉施設	
64	環境経済部	手賀沼課	水の館	
65		水の館		
66		谷津ミュージアム作業小屋		
67		クリーンセンター（焼却施設含む）	クリーンセンター	
68		粗大ごみ処理施設		
69		終末処理場		
70		商業観光課	市役所庁舎（分館）	
71		手賀沼公園ミニ鉄道・手賀沼公園レンタサイクルステーション（ミニ鉄道格納庫）		
72		アビシルバ		
73		消費生活センター		
74		企業立地推進課		
75		地域職業相談室		
76		農政課	水の館	

No.	所属	課等名・管理施設	区分
77		あびこ農産物直売所	水の館
78		市民農園	
79		高野山ふれあい市民農園跡地	
80		生活衛生課	
81	建設部	道路課	市役所庁舎（東別館）
82		土木センター	
83		街路灯	
84		交通政策課	
85		駅施設（エレベーター・エスカレーター） （新木駅とJR請求分除く）	
86		駅施設（エレベーター・エスカレーター）（新木駅）	
87		駅施設（エレベーター・エスカレーター）（JR請求分）	
88		自転車駐車場	
89		泉放置自転車保管所	
90		下水道課	
91		マンホールポンプ等	
92		治水課（管理ポンプ等）	
93		金谷排水機場	
94		布佐ポンプ場	
95	都市部	都市計画課	
96		建築住宅課	
97		公園緑地課	
98		湖北台公園管理事務所	
99		五本松公園	
100		公園外灯	
101		市街地整備課	
102	会計	会計課	市役所庁舎（本庁舎）
103	水道局	経営課	水道局
104		工務課（妻子原浄水場含む）	
105		久寺家浄水場	
106		湖北台浄水場	
107	消防本部	総務課（消防）	消防本部
108		予防課	
109		警防課（器具置場を含む）	
110		我孫子消防署	
111		つくし野分署	
112		湖北消防署	
113		布佐消防署	
114	行政委員会	議会事務局	市役所庁舎（本庁舎）

No.	所属	課等名・管理施設	区分	
115		監査委員会事務局	市役所庁舎（本庁舎）	
116		選挙管理委員会事務局（行政管理課に含む）		
117		農業委員会事務局	水の館	
118	教育総務部	総務課（教育）	教育委員会	
119		学校教育課		
120		我孫子第一小学校	学校	
121		我孫子第二小学校		
122		我孫子第三小学校		
123		我孫子第四小学校		
124		湖北小学校		
125		布佐小学校		
126		湖北台西小学校		
127		高野山小学校		
128		根戸小学校		
129		湖北台東小学校		
130		新木小学校		
131		並木小学校		
132		布佐南小学校		
133		我孫子中学校		
134		布佐中学校		
135		白山中学校		
136		湖北台中学校		
137		久寺家中学校		
138		湖北中学校		
139		指導課		教育委員会
140		教育相談センター（湖北台東小学校内）		
141		生涯学習部	生涯学習課	
142			生涯学習センター	
143			湖北地区公民館	
144			文化・スポーツ課（課のみ）	
145			旧井上家住宅	
146			文化財整理室	
147	旧村川別荘			
148	杉村楚人冠記念館			
149	つくし野多目的運動広場			
150	浅間前多目的広場			
151	ふれあいキャンプ場			
152	五本松運動広場			
153	布佐下多目的広場			

No.	所属	課等名・管理施設	区分
154		白樺文学館	教育委員会
155		市民体育館	
156		鳥の博物館	
157		図書館	
158		湖北台分館	
159		布佐分館	



**第六次我孫子市地球温暖化対策実行計画**

## **あびこエコ・プロジェクト6**

**令和8年3月策定**

---

**発行 我孫子市 環境経済部 手賀沼課**

**〒270-1192 千葉県我孫子市高野山新田 193 番地水の館3階**

**電話 04-7185-1484**

**FAX 04-7185-5869**